

られて貴檢察當局が殊に嚴重なる審理を以て臨まれ公明正大なる國法の權威に據り全筑豊炭山労働者卅數萬人が生命危險に對する寧日なき恐慌より願くは人爲的暴力威怖のみにては拂拭ひられて其の暗心負擔の脚かにも輕きに越かれん事を單へに希念する所あり

以上刑法第六十條乃至第六十二條全法第五百五十九條全法第六十七條第二百六條乃至二百七條第二百廿條乃至二百廿三條及全法第二百零卅條乃至二百卅二條刑事訴訟法第二百五十八條の各條文に參照して右及告訴候也

昭和九年七月十七日

福岡縣粕屋郡志免村大字志免

右 告訴人 宮 本 平

福岡地方裁判所檢察局

檢 事 正 殿

冠省

陳者昨夜は御邪處申上候

投而御約束に依り早速御返事に參上致す可き所存の處折悪く他に急要出來御訪問本日中に覺束なく候へば乍失禮誓中を以つて左に御答申上候條不惡御諒解被下度此段要用のみ御免被下成候也

一、組合の本質上個人負債の連帶保證は何等効力なきこと

一、組合に責任を取れと強ひることは公式非公式何れたるを問はず不可能を荷附する所以となり却つて問題を惡質的に擴大する結果紛争を招來する恐れあること

一、小生個人としては素より負債保證の資力等なきこと

一、以上の如く既に仲介斡旋を行ふの余地盡きたり依つて本件調停役は乍遺憾謝絶するの止むなきに至れり 以上

七月十三日

宮 本 平

瀬 戸 廉 吉 殿